

## 行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	文化財・生涯学習課	整理番号	2-3-17
処分の種類	県宝の現状変更等の停止命令又は許可の取消			
根拠法令条例等・条項	文化財保護条例第13条第4項			
処分の概要	県宝に関し、文化財保護条例第13条第1項による現状変更又は保存に影響を及ぼす行為の許可を受けた者が、その許可の条件に従わなかったとき、停止の命令又は許可の取消を行う。			
処分基準 (未設定の場合はその理由)	未設定(処分の先例がなく、条例の定め以上に具体化するのが困難なため)			
基準の制定根拠				